



エコタウン おおの 基本計画

第三次環境基本計画
大野町

令和5年3月
大野町

目 次

1. 計画の基本的事項	1-1
1.1. 計画の背景と目的	1-1
1.2. 策定にあたっての考え方	1-2
1.3. 計画の位置づけ	1-3
1.4. 計画期間	1-4
1.5. 計画の対象	1-4
1.6. 計画の構成	1-5
2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向	2-1
2.1. SDGs とは	2-1
2.2. 持続可能な開発目標	2-2
2.3. 未来を見据えた世界の潮流	2-11
2.4. 日本国内の主な動き	2-13
3. 大野町の概況	3-1
3.1. 自然条件	3-1
3.2. 社会条件	3-5
3.3. 町民の環境に対する意識	3-17
4. 環境ビジョンと基本目標	4-1
4.1. 環境ビジョン	4-1
4.2. 基本目標	4-2
5. 環境ビジョンの実現に向けた施策の展開	5-1
5.1. 施策体系	5-1
5.2. 基本目標別施策内容	5-1
6. 計画の推進体制	6-1
6.1. 各主体の連携	6-1
6.2. 各主体の役割	6-1
6.3. 評価(フォローアップ)	6-2
7. 大野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	7-1
7.1. 地球温暖化問題について	7-1
7.2. 大野町ゼロカーボンシティ宣言(再掲)	7-8
7.3. 基本的事項	7-9
7.4. 大野町における温室効果ガス排出量の現況	7-11

目 次

7.5. 温室効果ガス排出量の削減目標.....	7-14
7.6. 目標達成に向けた施策.....	7-18
7.7. より強力に施策を推進するため.....	7-21
7.8. 計画の推進体制	7-23
8. 大野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）.....	8-1
8.1. 基本的事項.....	8-1
8.2. 温室効果ガスの排出状況.....	8-5
8.3. 温室効果ガス排出量の削減目標.....	8-7
8.4. 目標達成に向けた取組.....	8-8
8.5. 進捗管理体制と進捗状況の公表.....	8-11
巻末資料	資-1
資料-1. 大野町環境基本条例.....	資-1
資料-2. 温室効果ガス削減目標の検討根拠	資-4
資料-3. 大野町の環境特性.....	資-7
資料-4. 環境用語集	資-21

1. 計画の基本的事項

1.1. 計画の背景と目的

(1) 背景

■ 大野町のこれまでの取組と環境の変化

本町では、大野町第六次総合計画や環境部門の最上位計画として2020(令和2)年3月に策定した「エコタウンおおの基本計画(第二次大野町環境基本計画)後期計画」(以下、「前計画」という。)に基づき、環境ビジョン「環境と共生した持続可能なまち」の実現に向けて町民・事業者・行政が一体となり、環境の保全・創造、環境負荷低減の取組を推進してきました。

これまでの多くの町民参加による環境保全活動実施等により好ましい傾向が見られる一方で、温室効果ガス排出量がやや増加傾向にある等、持続可能な環境保全に向けて解決すべき課題も多く見られます。

また、私たちを取り巻く生活環境、社会経済状況の急速な変化に伴って、地球温暖化に起因する気候変動や生活・自然環境悪化のリスクが高まっており、未来を見据えた持続可能な環境保全の対策が地域に強く求められてきています。

■ 地球規模での温暖化対策

地球温暖化に関する国際的な流れとして、気候変動に関する評価を行う国際的な専門組織であるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書(2013年(平成25年)9月～2014年(平成26年)11月)によると、温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は、1880年(明治13年)～2012年(平成24年)の約130年間で0.85°C上昇したと考えられ、削減対策を行わなかった場合、今世紀末までの世界平均気温の上昇は最高4.8°Cに、海面水位の上昇は最高0.82mにまで及ぶ可能性が高いと予測されています。

このような状況を受けて、2015年(平成27年)9月には「持続可能な開発目標(SDGs)」を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年(平成28年)11月には、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が発効されました。我が国も、第203回臨時国会(2020年(令和2年)10月開催)で、「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力」するとし、「2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言する等、地球温暖化対策に強力に取り組んでいくこととしています。

基礎自治体である本町においても温室効果ガスの排出量削減や良好な環境の維持改善を推進することが求められている中、本町は2021年(令和3年)12月7日「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年(令和32年)までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを目標に掲げ、それを実現するための取組を推進していくことを、内外に広く表明しました。

■ 地域循環共生圏の構築の必要性

2018年(平成30年)4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。「地域循環共生圏」とは、各地

1. 計画の基本的事項

域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材等を活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。環境への取組にとどまらず、多様な課題の同時解決に繋がることが想定されるものであり、環境・社会・経済の統合的向上や「SDGs」の達成に貢献することが期待されます。

本町においても、「地域循環共生圏」の視点に基づき、豊かな自然や水辺、農村環境、再生可能エネルギー導入の可能性等の資源を活かしつつ、経済、地域社会等の諸課題の同時解決と新たな成長を目指す必要があります。

(2) 目的

前項で示した国際情勢の変化や本町を取り巻く環境の変化、国や県の新たな取組等を踏まえ、前計画で掲げた環境ビジョンを実現することを目的として、新たな環境基本計画を策定します。

1.2. 策定にあたっての考え方

前計画で掲げられた目指すべき環境ビジョン「環境と共生した持続可能なまち」を基本とし、中長期的な方向性及び指標を定めるとともに、前計画における課題等を踏まえ、以下に掲げる方針による策定を行いました。

- ① 地球温暖化対策を中心に行うこと。
- ② 重点的に取り組むテーマを明確に行うこと。
- ③ 人類共通の重大な課題である地球温暖化について、大野町としての取組を発展させること。
- ④ 町民・事業者・行政の連携を一層進め、一体となって取り組むこと。
- ⑤ 数値目標や指標を設け進行管理を行うこと。
- ⑥ 第五次環境基本計画（国）、第6次岐阜県環境基本計画（岐阜県）、地球温暖化対策計画（国）、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画（岐阜県）及び大野町第六次総合計画等の上位計画の改定に合わせ内容や計画期間等と整合を図ること。

1.3. 計画の位置づけ

環境基本計画^{※1}は、大野町全体の環境に関する指針であり、本町の自然環境、生活環境、都市環境を守り育て、地球環境への負荷を最小限に抑えることを目的とします。

町勢振興の基本的方向を示す上位計画である「大野町第六次総合計画」を環境面から総合的かつ計画的に推進する分野別計画であり、環境施策の基本的な方向性を示すものです。

本計画では、地球温暖化対策に対し積極的かつ効率的に取り組むため、地球温暖化対策の推進に関する法律^{※2}に基づく「地球温暖化対策実行計画(事務事業編、区域施策編)」を内包します。

本計画に基づく取組は、基礎自治体に期待される役割を果たすものであるとともに、地球全体の環境保全に寄与するものとなっています。

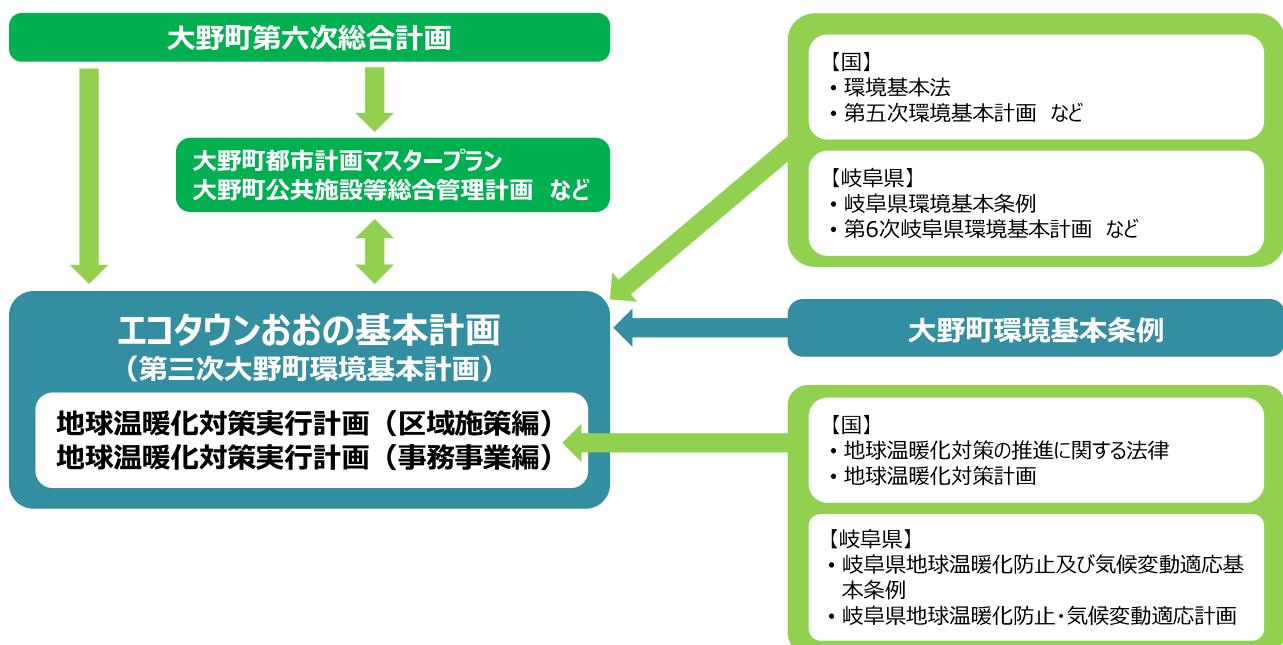


図 1-1 計画の位置づけ

※1 環境基本計画：環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であって、環境基本法第15条により政府へ策定が義務付けられているもの。同法第7条により、地方公共団体は、環境保全に関し国の施策に準じた施策及び各地方公共団体の自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施する責務を有し、その多くが独自の環境基本計画を策定している。

※2 地球温暖化対策実行計画：国の地球温暖化対策計画に即し、その地域の自然的社会的条件に応じて、地域に根差した温室効果ガス排出抑制を推進するための総合的な計画であり、「事務事業編」と「区域施策編」から構成される。

- ・「事務事業編」は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画であり全ての地方公共団体に策定が義務付けられている。
- ・「区域施策編」は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に策定することが義務付けられている、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画である。なお、令和3年(2021年)6月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、改正後の地球温暖化対策推進法第21条第4項により、市町村は区域施策編の策定を行うよう努めることとされている。

1.4. 計画期間

上位計画である第五次環境基本計画(国)、第6次岐阜県環境基本計画(岐阜県)、地球温暖化対策計画(国)、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画(岐阜県)及び大野町第六次総合計画等の整合を図るため、現時点では2023年度(令和5年度)を初年度とし、2030年度(令和12年度)までの8ヵ年を計画期間とします。

また、具体的な取組施策(アクションプログラム)の計画期間は4年とし、8年後を見据えて、環境基本計画を改定するまでに何を達成するのかを定めた実行計画とします。

なお、本町の環境や社会情勢の変化等に対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

1.5. 計画の対象

本計画の対象地域は、大野町全域とします。なお、対象地域を越えた対応が必要な場合は、国・県・近隣自治体との連携を図りながら、取組の対象範囲を岐阜県西濃圏域に拡大します。

また、私たちが接する環境は、地球温暖化をはじめとする地球環境問題、自然・生態系の保全、廃棄物問題、大気質や水質、騒音・振動等の公害問題や、景観や歴史的文化的資産の保全等が複雑に関連していることから、本計画における対象の範囲は、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」及び「郷土環境」の4つとします。

表 1-1 対象とする環境

区分	対象		具体例
地球環境		地球規模の環境	地球温暖化、海洋プラスチックごみ問題、食品ロス問題 等
地域環境	自然環境	身のまわりの動植物やそれらの生存基盤環境	みどり、水辺環境、動植物 等
	生活環境	日常生活に影響する環境	廃棄物、大気質、水質、騒音、振動、悪臭、土壤、地下水 等
	郷土環境	人の活動により整備された環境	景観、公園、緑化、歴史、文化 等

1.6. 計画の構成

本計画の全体構成は、以下のとおりです。

エコタウンおおの基本計画（第三次大野町環境基本計画）	
1. 計画の基本的事項	1.1. 計画の背景と目的 1.2. 策定にあたっての考え方 1.3. 計画の位置づけ 1.4. 計画期間 1.5. 計画の対象 1.6. 計画の構成
2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向	2.1. SDGsとは 2.2. 持続可能な開発目標 2.3. 未来を見据えた世界の潮流 2.4. 日本国内の主な動き
3. 大野町の概況	3.1. 自然条件 3.2. 社会条件 3.3. 町民の環境に対する意識
4. 環境ビジョンと基本目標	4.1. 環境ビジョン 4.2. 基本目標
5. 環境ビジョンの実現に向けた施策の展開	5.1. 施策体系 5.2. 基本目標別施策内容
6. 計画の推進体制	6.1. 各主体の連携 6.2. 各主体の役割 6.3. 評価（フォローアップ）
7. 大野町地球温暖化対策実行計画（区域施策線）	7.1. 地球温暖化問題について 7.2. 大野町ゼロカーボンシティ宣言（再掲） 7.3. 基本的事項 7.4. 大野町における温室効果ガス排出量の現況 7.5. 温室効果ガス排出量の削減目標 7.6. 目標達成に向けた施策 7.7. より強力に施策を推進するため 7.8. 計画の推進体制
8. 大野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	8.1. 基本的事項 8.2. 温室効果ガスの排出状況 8.3. 温室効果ガス排出量の削減目標 8.4. 目標達成に向けた取組 8.5. 進捗管理体制と進捗状況の公表
巻末資料	資料-1 大野町環境基本条例 資料-2 温室効果ガス削減目標の検討根拠 資料-3 大野町の環境特性 資料-4 環境用語集

図 1-2 計画の全体構成